多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和2年7月20日

白 川 町

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号)第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等			
1号 事業	2号 事業	3号	4号 事業	地域	重点区域との 重複の有無	実施期間	実施主体
		0		白川町赤河・黒川・上佐 見・下佐見 一円	無	R2年度 ~ R6年度	NPO法人ゆうき ハートネット
						~	
						~	
						~	
						~	
						~	
						~	
						~	
						~	
						~	
						~	
						~	
						~	